

事務連絡  
令和2年3月31日

西東京市地域密着型サービス事業者 各位

西東京市健康福祉部高齢者支援課  
介護保険担当課長 河野 源

地域密着型サービスに係る運営推進会議の臨時的な取扱いについて

日頃より西東京市の高齢者福祉にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして厚生労働省事務連絡（※）に基づき当市の取扱いを下記のとおり整理しましたのでお知らせします。

#### 記

- 1 運営推進会議の開催または自粛については、各事業所においてご判断ください。
- 2 開催する場合は、書面による開催や、出席者に参加前の体温計測を依頼し発熱がある場合には出席を断る等、関連する通知や事務連絡に基づき感染防止のための措置を講じてください。
- 3 開催を自粛する場合は、自粛判断の理由を記録として残し、事業所において保管してください。また、作成した会議資料等については会議の構成員に送付してください。
- 4 3のとおり開催を自粛した場合は、各サービス基準における運営基準違反とみなさないこととします。
- 5 本事務連絡の取扱いを終了する場合は、別途通知します。

※介護保険最新情報 Vol. 773「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第3報）」（令和2年2月28日厚生労働省事務連絡）

西東京市  
健康福祉部高齢者支援課介護指導給付係  
電話 042-420-2813（直通）